令和７年３月 14 日

公立学校共済組合大阪支部

年度替わりにおける退職等の組合員資格に関する手続きについて（通知）

日頃から、共済組合業務にご協力をいただき、ありがとうございます。

標記について、組合員の退職及び異動（種別変更含む。）、並びに、資格取得が生じた場合に必要な手続きについてまとめた資料をホームページに掲載しましたのでお知らせします。内容をご確認のうえ、遺漏なきよう手続きをお願いします。

記

１、資料掲載場所

公立学校共済組合大阪支部トップページ ▸ お知らせ ▸2025 年３月 14 日「年度替わりにおける手続きについて」

「年度替わりの手続きパターン」（Excel 版あり）

資料１ 組合員の退職に関する手続き

資料２ 組合員の異動と種別変更に関する手続き

資料３ 組合員の資格取得手続き（資格取得に伴う被扶養者認定の手続き）

※SSC 対象所属（府立学校および教育庁）とそれ以外の所属で内容が異なりますので参照される際は注意してください。

２、令和６年度末現在、公立学校共済組合大阪支部の組合員の方で退職・異動（種別変更含む）が生じる方

「年度替わりの手続きパターン」を参照し、「退職側所属での手続き」欄で示されている手続き（資料１または資料２）を確認してください。

任意継続組合員の手続きは退職日から 20 日以内に行う必要がありますので、退職者が、任意継続を希望している場合、締切にご注意ください。

令和７年３月 31 日付け退職の申出期間は、以下のとおりです。

令和７年３月 31 日（月）から令和７年４月 19 日（土）【必着】（郵送の場合のみ消印有効）

３、令和７年４月１日以降に新規採用や再就職等で公立学校共済組合の組合員となる方

資料３**組合員の資格取得手続き（資格取得に伴う被扶養者認定の手続き）**を確認してください。

なお、令和６年度末まで公立学校共済組合大阪支部の組合員資格があった方については、

「年度替わりの手続きパターン」を参照し、「就職側所属での手続き」欄で示されている手続き（資料２または資料３）を確認してください。

４、健康保険資格の切り替え時期にマイナ保険証を利用される場合についての注意事項

本人の退職・就職や被扶養者の認定・取消によって、加入する健康保険組合が変わったときには、変更後の健康保険組合が、その方の資格情報を医療保険のデータベースへ登録するまでは、マイナンバーカードを変更後の健康保険組合の保険証として使用できないことをご周知ください。

健康保険資格の切り替え時期に**マイナ保険証を利用される際は、マイナポータル等で、健康保険証情報が最新のものに更新されていることを確認するようご周知ください。**

５、その他

昨年行われたマイナ保険証を基本とする仕組みへの移行により、資格確認書の交付の工程が複雑であるなど事務量が著しく増加しているため、少しでも組合員の皆様方の手続きを迅速に行うべく、**令和７年４月１日から５月３０日まで、窓口での資格確認書の即日発行を停止します。**

この期間は資格確認書の交付にかかる提出書類をお持ち込みいただいても受取りのみとさせていただきますので、あらかじめご了承願います。その他の期間も書類の提出にあたっては、**郵送による書類提出にご協力をお願いします。**

また、例年、年度当初の繁忙期においては、問い合わせが殺到し、お電話での照会がつながりにくく、ご迷惑をお掛けしております。特に被扶養者の認定・取消に関して、ホームページや「共済のしおり」をまずご確認いただき、それでも判断がつかないようなケースがありましたら、上記**１、資料掲載場所**に併せて掲載しております様式「被扶養者の手続き等について(質問票)」によりFAXで照会していただければ、書面または電話にて回答します。

各資料内で◎印で示した様式は、共済所定の様式です。

共済所定の様式は、当支部のホームページからダウンロードしてご利用ください。

公立学校共済組合大阪支部 検索 トップページ ➡手続きナビ ：様式集(諸用紙のダウンロード)

・資格担当の（様式）:「組合員資格等関係の様式」

・医療担当の（様式）:「短期給付（限度額・医療・休業給付・出産等）関係の様式」

・年金担当の（様式）:「長期給付関係（年金）の様式」

各資料内の組合員証等とは、以下のものを指します。

「(有効期限内の）資格確認書」「組合員証」「組合員被扶養者証」「公立学校共済組合高齢受給者証」「公立学校共済組合特定疾病療養受療証」「公立学校共済組合限度額適用・標準負担額減額認定証」「公立学校共済組合限度額適用認定証」

【送付先及びお問い合わせ先】公立学校共済組合大阪支部

〒540－8571　大阪市中央区大手前２丁目

・組合員資格取得又は退職（資格喪失)、被扶養者の認定・取消に関すること

資格担当：０６－６９４１－３１６４

・長期給付（年金加入期間等報告書の作成等）に関すること

年金担当：０６－６９４１－２８６４

・短期給付（療養費等）の請求に関すること

医療担当：０６－６９４１－２８６７

【SSCの操作関係のお問い合わせ先】コールセンター

府立学校：０１２０－４７－５６１２

知事部局：０６－４７９０－１５６５（内線５６１２）